

# 原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針の

## 改正概要

### 1 屋内退避・避難対象地域の人数等の把握

- 屋内退避・避難対象となり得る地域の当該区域の人数、世帯数、避難行動要支援者等要配慮者数等は、生活必需物資の供給体制の整備等、その後の防護措置の実施のために必要となることから、「第2章 屋内退避」、「第3章 避難」のそれぞれにおいて、市町村の事前準備事項として明記した。
- 緊急時実施事項の記載中、「当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を把握するとともに」を「当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を踏まえ」に修正した。

### 2 その他

国指針の改定年月日の更新、文言の統一など